茨城県ツキノワグマ管理計画

（第二種特定鳥獣管理計画）

令和７年３月

茨　城　県

目　　次

第１　策定の目的及び背景 …………………………………… 1
（１）目的 …………………………………………………… 1
（２）背景 …………………………………………………… 1
（３）国の動向 ……………………………………………… 2

第２　管理すべき鳥獣の種類 ………………………………… 2

第３　計画の期間 …………………………………………… 2

第４　計画の対象とする区域 ………………………………… 2

第５　現状 …………………………………………………… 3
（１）分布生息状況 …………………………………………… 3
（２）被害状況 ……………………………………………… 3

第６　管理の方針・目標 ……………………………………… 4
（１）基本方針・目標 ………………………………………… 4
（２）基本的な考え方 ………………………………………… 4

第７　具体的な取組（管理目標及び管理方法）………………… 4
（１）生息状況のモニタリングの実施………………………… 4
（２）普及啓発等 ……………………………………………… 4
（３）人材育成・活用 ………………………………………… 4
（４）警戒監視体制の整備 …………………………………… 5

第８　その他管理のために必要な事項………………………… 8
（１）各機関の連携……………………………………………… 8
（２）広域での連携促進………………………………………… 9
（３）ＰＤＣＡサイクルを活用した取組の推進………………… 9

資料編
（１）平成 28 年度の被害写真（常陸太田市）

茨城県ツキノワグマ管理計画
（第二種特定鳥獣管理計画）

第１　策定の目的及び背景

（１）目的

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の科学的な生息状況のモニタリングを基に恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害などの防止を図る。

（２）背景

クマは、国内において生態系の頂点に位置する野生動物の１つであり、個体群の維持に広大な生息地を必要とするほか、繁殖率が低く、強い捕獲圧により個体数が減少すると、その回復に時間を要する。

茨城県においても、少なくとも約 200 年前の近世頃までは、大子町にクマが低密度に分布していたと考えられるものの、近世から近代にかけて一旦姿を消しており、連綿と生息してきた近隣県と様相が異なる。

そうした中、1990 年代中頃から、同地域に再びクマの目撃情報が得られるようになり、2006 年には大子町でクマの幼獣の交通事故轢死体も確認され、定着が示唆されるとして、「茨城県レッドデータブック＜動物編＞」（2016）では、クマを掲載したが、分布状況が不明であるため「情報不足・注目種」に分類している。

なお、国際的には、ワシントン条約の附属書Ⅰに掲載され、取引が規制されているほか、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国際希少野生動植物種に指定されている。

このように絶滅回避のための慎重な対応が求められる中、近年、人の暮らし方の変化や人口減少などが急速に進み、野生鳥獣と人との関係が大きく変わってきている。特にクマについては、分布の拡大や人の生活圏への出没増加などにより、人身や農作物等に及ぼす被害の増加が懸念されている。

本県では、その後もクマと思われる目撃情報が増えており、これまで人的被害等は発生していないが、林内に置かれた養蜂箱への食害が確認されるなど、今後、クマの生息域が拡大すると、山中での遭遇、平地への出没など被害発生の危険度が増大するおそれがある。

こうしたことから、県内におけるクマの生息状況を確認しながら、クマ遭遇・出没時の注意喚起や普及啓発、警戒監視体制の整備など、主として人的被害等の発生防止の施策を推進するため、茨城県ツキノワグマ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）を定める。

（３）国の動向

近年、国内におけるクマ類の分布は拡大しており、アーバンベアと呼ばれる個体の市街地への出没や人身被害の発生が深刻化している。2023 年秋には、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏でのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が過去最多を記録した。

こうした状況を受け、環境省では、クマ類の分布拡大地域では今後も個体数の増加が見込まれ、人の生活圏での効果的な人身被害対策が必要であるとして、都道府県等によるクマ類の集中的かつ広域的な管理を支援するため、2024 年４月 16 日に、四国の個体群を除きクマ類を指定管理鳥獣に指定した。

また、2024 年８月に、指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加し、捕獲以外の調査・モニタリングや出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成なども交付対象とする拡充を行った。

さらに、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする制度の整備も進められている。

第２　管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）

〔高次分類名〕ネコ目（食肉目）、クマ科

〔生物学的特徴〕

成獣の体長は 120～160㎝、体重はオスが 60～100 ㎏、メスで 40～70 ㎏程度。胸に三日月型の白斑がある個体が多く、ツキノワグマの名称の由来となる。

森林に住み、雑食性で食物のほとんどは植物質だが、昆虫類や小動物のほか、シカやカモシカの幼獣や大型動物の死骸も食べる。秋には冬眠前の体脂肪蓄積のためブナやミズナラなどの堅果類を大量に食べる。

冬期には樹洞、土穴、岩穴などで冬眠し、メスは冬眠中に１～２頭の仔を出産する。交尾期は６月前後で、受精卵の着床遅延を行う。

本種の分布域に近似種はいないが、北海道にはより大型になる別種のヒグマが生息する。

第３　計画の期間

2025（令和７）年４月１日から 2030（令和 12）年３月 31 日まで（５カ年）

第４　計画の対象とする区域

茨城県全域　（警戒監視体制の整備は当面、県北地域のみ）

第５　現状

（１）分布生息状況

本州と四国に分布するが、四国では剣山周辺にわずかな個体数が生息するにすぎず、絶滅の危機にある。かつては九州にも分布したが絶滅した。本州では青森県から山口県までは千葉県を除くほとんどの県に分布し、分布域はむしろ拡大傾向にある。

茨城県では、1765 年、大子町男体山で捕獲されたのが最後の確実な記録である。その後、近年に至るまで記録はなかったが、1990 年以降、北部の八溝山地と阿武隈山地で生息情報が聞かれるようになった。大子町では、2006 年に幼獣の交通事故事例があった。この個体は遺伝子解析により、東日本ハプロタイプ（福島県西会津および山形県蔵王の集団）であることが判明した。また 2016 年には、常陸太田市のスギ林内に置かれたミツバチの養蜂箱への食害が発生し、その近隣ではスギの樹皮剥ぎが単木的に確認されるなど、断定はできないが生息が示唆される。

環境省の 2018（平成 30）年度中大型哺乳類分布調査において、「恒常的生息域」ではないものの、「分布」情報が得られている状況である。

2023（令和５）年度は、未確認情報を含めた目撃情報等が急増している。

なお、クマが目撃された地域は、県北地域が中心である。

［参考］本県におけるクマの目撃情報等（2024（令和６）年３月 31 日時点）

年　度	写真・痕跡等で確認できた情報	未確認情報※	合　　計
2006（平成 18）	１件	１件	２件
2016（平成 28）	３件	０件	３件
2018（平成 30）	０件	１件	１件
2019（令和元）	０件	１件	１件
2020（令和２）	０件	１件	１件
2023（令和５）	０件	７件	７件
合　計	４件	１１件	１５件

※クマらしきものの目撃のみで、写真や痕跡等による確認にいたらなかったもの

（２）被害状況

現時点において、県内ではクマによる人的被害は発生していない。

また、農林業被害も発生していない。

第６　管理の方針・目標

（１）基本方針・目標

恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害の発生を防止する。

（２）基本的な考え方

管理の実施に当たっては、「生息状況のモニタリング」、「普及啓発等」、「人材育成・活用」、「警戒監視体制の整備」を４つの柱として、目標達成を図ることが重要である。

第７　具体的な取組

（１）生息状況のモニタリングの実施

県や市町村等は、県境付近における森林環境やクマの進入状況、生息状況等の経年変化を的確に捉える。また、子連れのメスのクマが確認されると定着の可能性が出てくるため、注意深く生息環境調査や痕跡調査、自動撮影カメラ調査等によるモニタリングを継続的に実施する。

また、県、市町村等は、通常時より、地元猟友会などの関係機関と連携し、ホームページや情報提供依頼チラシ等を活用しながら、地域住民等の協力のもと、幅広くクマの目撃情報を収集する。

実施されたモニタリングの結果については、普及啓発等に活用する。

（２）普及啓発等

ア　出没前段階における注意喚起

県、市町村が中心となり、クマが出没する可能性のある山林に入る場合の注意喚起を広報誌、ホームページ等で行う。

イ　普及啓発

市町村をはじめとする関係機関の職員や地域住民に対してクマの生態や行動、生息しにくい環境づくりについての知識の普及啓発を図るとともに、市街地出没時の対応等についての講習会を実施する。

（３）人材育成・活用

県、市町村等は、対策を進めるため、担当職員研修や専門的職員の養成、出没抑制対策に関する講習等により、地域でクマの管理を実施する人材の育成と活用に努める。

また、捕獲対策や生息状況調査等に関する講習等により、捕獲やモニタリングの担い手となる捕獲従事者等の育成に努める。

（４）警戒監視体制の整備

ア　出没時の連絡網の整備

人家及び登山道等、クマが人と遭遇する危険がある箇所において、クマの目撃あるいは痕跡が見られた場合や、クマによる人的被害等が生じた場合に備え、市町村ごとに対応を検討するほか、下図を参考として関係者間で情報を共有するための連絡網を整備する。

ツキノワグマ目撃時の連絡網（県北地域）

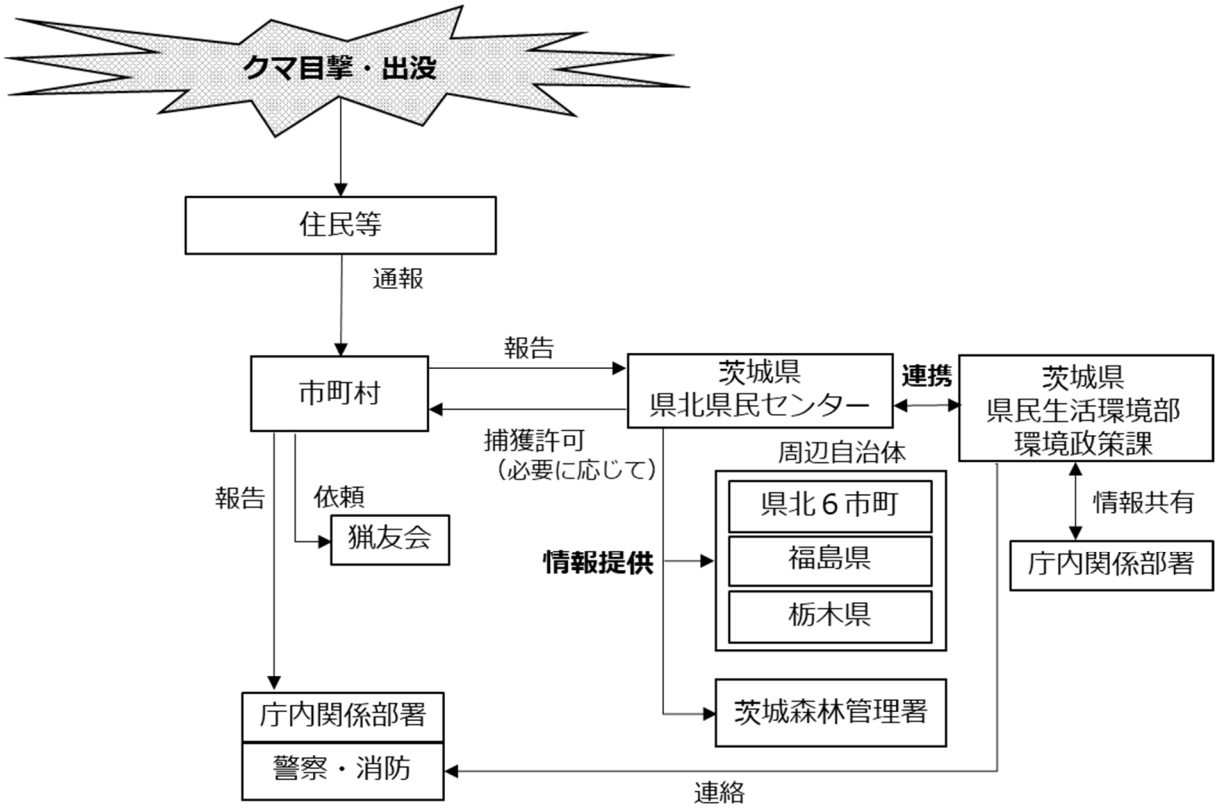

【参考】状況ごとの対応

状況（対応区分）		現場対応
1	山中での目撃、痕跡の発見等	注意喚起
2	集落周辺での複数回の目撃、痕跡等	環境整備、見回り
3	人家への侵入等	追払い、捕獲

イ　出没時の情報収集・発信

市町村は、登山者などから、確度の高いクマ出没・目撃情報を収集した場合には、県及び警察・消防などの関係機関と情報を共有する。

特に、人的被害の可能性が高い場合は、各種発信媒体を活用し、速やかに注意喚起していく。

県は、クマ遭遇による人的被害又はクマの市街地出没が発生した場合、市町村や関係機関などを通じて速やかに県民に対する注意喚起を行うとともに、隣接県からの情報収集に努め、出没ルート等を調査分析し、市町村や関係機関に情報提供する。

情報発信の方法

	定期発信	随時発信 （※人的被害のおそれがある場合）
市町村		市町村ＨＰ 防災無線　等
茨城県	県ＨＰ	県ＨＰ・ＳＮＳ 茨城県防災アプリ　等

ウ　出没時の誘引防止

クマの出没情報があった場合には、以下の誘引防止対策を実施する。

ａ　農作物を田畑に放置しない

農耕地で農作物がそのまま放置されている場合も見られる。これらの放置作物はクマだけでなく、イノシシ、ハクビシン、アライグマ（特定外来生物）など多くの野生動物を集落や農地に引き寄せる要因にもなるため、農家は、適切に処分する。

ｂ　果樹の管理

果樹の所有者は、収穫せずに放置されたクリやカキ、リンゴなどの果樹がある場合は、クマが執着しないよう放任果実類をもぎ取る。また、将来にわたって利用の予定がない場合は伐採も検討する。伐採が難しい場合は、人が摘果を管理できる樹高への剪定や、実の位置が高い樹木は、幹にトタンを巻きつけ、クマが登れないように管理する。

ｃ　生ゴミの管理

住民や農家は、クマの手が届かないよう、ゴミ箱（収集所）、コンポスト（堆肥）等を管理する。また、コンポストは、山際から離れたクマが簡単に侵入できない場所に設置するなどの対策が必要である。

ｄ　ハチ類の巣の撤去・養蜂箱の管理強化

住民は、家の木壁の隙間などに作られるニホンミツバチなどのハチ類の巣もクマの誘引物となるため、撤去する。

ミツバチの巣箱はクマを誘引するため、市町村は、通学路沿いなどには設置しないよう指導する。また、養蜂箱を囲む電気柵設置の重要性を養蜂関係者に周知する。

ｅ　野外活動のマナー啓発

市町村は、野外活動（キャンプ、登山、釣りなど）をする人へ、野外に残飯を放置しないことや、生ゴミ持ち帰りの徹底などのＰＲや普及啓発活動を行う。

エ　見回り・追払い

市町村及び猟友会を中心に、目撃・痕跡発見箇所において、特にクマの出没の初期段階で見回りや追払いを実施することにより、人里や人家近くなどへのクマの出没を防ぐ。見回りや追払い実施者の安全確保のために、必ず第一種銃猟免許保持者など銃器の使用が可能な従事者（有害鳥獣捕獲許可従事者）を帯同する。

なお、クマは、人里や人家近くでは人目を避け夜間に出没する傾向があり、早朝や夕方などの出没前後の時間帯は、人家周辺の山林に潜んでいる可能性があるため、これらの時間帯を中心に見回りや追払いを実施する。

オ　捕獲

市町村及び猟友会は、クマ出没時の見回り・追払いを講じても、なお出没が続く場合や、現地対応時に緊急を要する場合などは、人的被害防止のために捕獲を行う。また、繁殖の母体となるメスと判断された場合（子連れ個体など）も捕獲を試みる。

捕獲に当たっては、実施者に対し、事故防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に、地域住民や関係機関等へ周知を図る。捕獲後は対応状況を速やかに報告する。

なお、県は、市町村担当職員の養成状況等を踏まえながら、現場対応がより迅速に実施できるよう、クマの有害鳥獣捕獲許可に係る市町村への権限移譲を検討する。

過去の出没状況等の調査分析を踏まえて、出没が予測できる場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

カ　錯誤捕獲への対応

県及び市町村は、イノシシやニホンジカの捕獲に当たっては、クマの出没状況を確認しながら、わなの設置場所や設置時期、さらに誘引餌の使用などについて考慮し錯誤捕獲を防止するよう、狩猟者及び捕獲従事者へ指導する。

万が一、錯誤捕獲が生じた場合には、原則放獣するものとする。

また、県及び市町村における捕獲事業においては、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、クマの放獣に専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者などの活用を検討するなど、事前の放獣体制の整備に努める。

キ　その他

市街地における銃器の取扱等について、県は県警本部と十分な協議を行うとともに、市町村においても地元警察との十分な連携が必要である。

また、緊急時に捕獲や麻酔作業等を担う人材については、認定鳥獣捕獲等事業者の活用や人材育成を検討する。

第８　その他管理のために必要な事項

（１）各機関の連携

クマによる人的被害等を防ぐには、関係機関が役割を担いつつ連携して対応することが重要であることから、各機関が以下の役割を担いつつ、他機関と連携、協力してより効果的な対策に繋げる。

ア　国（森林管理署）

国有林におけるクマの目撃・出没情報について、関係機関との共有を図る。

イ　県

本県におけるクマの目撃・出没情報を収集し、関係機関等への情報共有を図るとともに、それらの情報等を踏まえ、本県におけるクマ管理計画等を定める。

狩猟への関心を高めるためのセミナーを開催するなど、狩猟の担い手となる人材の育成に取り組む。

ウ　市町村

管内において、県や関係機関と連携し、生息状況のモニタリング、普及啓発等、人材育成・活用、警戒監視体制の整備について総合的に取り組む。

クマの出没状況に応じて、狩猟者団体、自治会及び県、警察・消防等関係者と連携し、住民への注意喚起やパトロールの実施、緊急時の有害捕獲等の防除

対策を行い、人身被害の防止と地域住民の安全確保に努める。

エ　猟友会等

狩猟者相互の連携により狩猟者の技能や知識向上に努める。また、地域を主体とした見回りや追払いに協力するとともに、県等が実施する生息状況等調査に協力する。

オ　地域住民

クマの目撃や痕跡等に関する情報を提供するとともに、地域ぐるみの各種対策に積極的に協力する。また、講習会等へ積極的に参加し、知識や手法の習得に努める。

カ　研究機関等

本県には、ミュージアムパーク茨城県自然博物館に加え、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構などの国研究機関が多く立地しており、本県の自然環境をフィールドとして調査研究等を実施していることから、それらの調査研究の成果の提供、本県におけるモニタリングデータや取組状況等の評価分析等について連携・協力する。

また、民間の生物研究団体等においては、動植物の生態等について日常的に観察、調査等を行っており、痕跡情報や植生の変化等について多くの情報を持っていることから、それらを共有するなど連携を図る。

（２）広域での連携促進

クマの生息域は、連なる森林や河川等を経由して拡大していくことから、県単独での対応は難しく、隣接する福島県及び栃木県と連携した広域的な取組が求められる。特に、信頼性の高いクマの目撃情報については、即時の情報共有が求められる。

（３）ＰＤＣＡサイクルを活用した取組の推進

県は、各年度及び計画期間終了時に、目撃・出没状況をはじめ、注意喚起状況、人的被害発生件数等の各種指標を用いて管理の目標の達成状況を評価するとともに、評価結果を計画の見直し等に活用する。

また、状況の変化や取組の成果、さらには新たな知見等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行うものとする。

関係者間での情報共有を図るとともに、専門的な見地から、茨城県クマ管理計画検討委員会において定期的に評価・検証を行い、具体的な取組について必要な見直し等を行う。

資料編

（１）2016（平成 28）年度の被害写真（常陸太田市）

参　考　文　献

茨城県生活環境部環境政策課．2016．茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）．327 pp.，茨城県.

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室．2022．特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改訂版．106 pp.

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室．2024．特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン 補足資料．19 pp.

山﨑晃司．2017．ツキノワグマ　すぐそこにいる野生動物．258 pp.，東京大学出版会.

山﨑晃司・稲葉修．2009．阿武隈山地南部（茨城県・福島県・栃木県）へのツキノワグマの分布域拡大の可能性について．哺乳類科学，49(2)：257-261.

山﨑晃司・鈴木郁子・根本唯・伊藤哲治．2023．阿武隈山地でのツキノワグマの分布状況．哺乳類科学，63(2)：185-192.